

議案第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年） 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

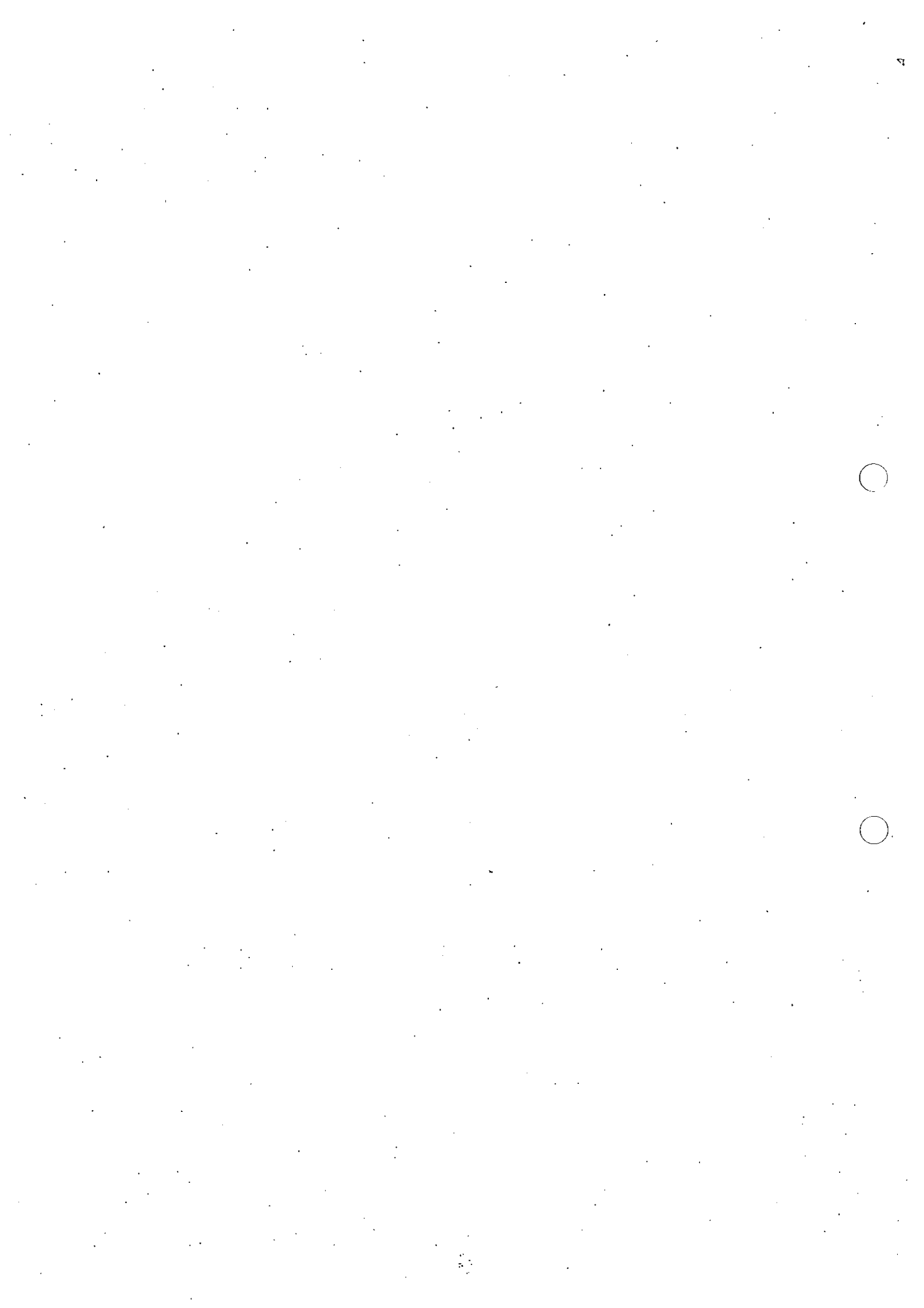
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告徴収等については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条、第12条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）附則第3項の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 号

宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年条例第76号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、一時償還及び違約金並びに収入又は資産の状況の報告徴収等については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条、第12条及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第16号)附則第3項の規定によるものとする。</u></p>



府政防第 257 号

令和元年 7 月 19 日

各都道府県知事 殿

各指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

改正災害弔慰金法の施行について

災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について必要な措置を講じるため、第 198 回国会において衆議院災害対策特別委員会提案により、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案が発議され、本年 6 月 7 日、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 27 号。以下「改正災害弔慰金法」という。）」が公布されたところである。

また、改正災害弔慰金法の施行に伴い、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第 61 号。以下「災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令」という。）」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令（令和元年内閣府令第 22 号。以下「償還免除令」という。）」が本日公布されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、都道府県におかれては市町村等関係者への周知を図るとともに、その運用に当たってよろしく御配慮願いたい。

なお、本通知においては、改正災害弔慰金法による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）」については「法」と、災害弔慰金法施行令及び東日本大震災財特法施行令の改正政令による改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）」については「施行令」とする。

1. 法改正の内容等

(1) 償還金の支払猶予

- ① 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。
- ② ①により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなすこと。

(2) 償還免除

- ① 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、災害援護資金の貸付けを受けた者が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこと。
 - i) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ii) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

(3) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができること。

(4) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(5) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

(6) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日前に生じた災害に係る償還免除の特例

① 市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができること。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(3)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでないこと。

② 都道府県は、市町村（指定都市を除く。(7)の①において同じ。）が①により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

③ 国は、指定都市又は都道府県が①又は②により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(7) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

① 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

② 国は、都道府県が①により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

③ 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であって①の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(8) 施行期日等

- ① この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- ② この法律の施行前に市町村が地方自治法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした（6）の①の災害に係る災害援護資金に係る債務の免除（（6）の①の場合にされたものに限る。）は、（6）の①による免除とみなすこと。
- ③ （7）は、この法律の施行前に、市町村が、平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用すること。

<参考> 令和元年5月24日 衆議院・災害対策特別委員会における法律案の提案理由説明（抜粋）

本起草案の趣旨及び内容につきまして、提出者を代表して御説明申し上げます。

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについて規定する法律であります。

災害援護資金は、大きな災害が発生する度に多くの被災者が利用して参りました。特に、平成七年に発生した阪神・淡路大震災においては、その当時、何よりも被災者生活再建支援法がなかったことや、義援金についても一世帯当たりでは少なかったこともあり、生活の再建に資するため、五万七千件余の世帯が総額で約一千三百二十六億円の貸付けを受けました。

災害援護資金の償還は、特例が設けられた東日本大震災を除き、十年で行うものとされております。しかしながら、阪神・淡路大震災の被災者の中には、貸付けを受けたものの生活再建が思うようにいかず、期限内の償還が困難であった方も多数いらっしゃいました。そのような方は、少額償還により返済し続けてきたところでもあります。一方で、その間も、神戸市など関係地方公共団体は、返済して頂くための様々な努力を続けるとともに、関係法令に基づく無資力免除なども行ってきましたが、未だ八千四百件の約百二十三億円分については国や都道府県による原資貸付金の扱いをどのようにするのが残された課題となっており、（中略）本起草案は、このような状況等に鑑み、災害援護資金に係る償還免除の特例、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等について定めようとするものであります。（後略）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(議員立法)

公布：令和元年6月7日

施行：令和元年8月1日

<背景・趣旨>

- 平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成30年12月速報値）	未償還率
金額	1,326億円（うち国費884億円）	123億円（うち国費82億円）	9.3%
件数	57,448件	8,400件	14.6%

（参考）東日本大震災 521億円（29,551件）、熊本地震 13億円（728件）

→ 現在、借受人の高齢化に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入25億円<債権管理コスト43億円）

- 阪神・淡路大震災時には被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- 今回の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行貸付制度の不備を是正する。

<改正法の概要>

(1) 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除

- ・ 所得要件：総所得 - 公租公課 < 150万円（生活保護扶助費を参照）
*64歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成26年度）は150万5050円
- ・ 資産要件：
 - ① 自らが居住している土地・建物については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
 - ② ①以外の実物資産については、償還に充てることのできるものを保有していないと認められること
 - ③ 資産としての預貯金は20万円以下であること

(2) 本年4月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする

(3) 償還金を支払うことが困難である場合は支払猶予が可能であることを明確化

(4) 破産の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に免除

(5) 免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する

(6) 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める

(7) 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る

